

新潟市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市社会福祉審議会条例（平成12年新潟市条例第4号。以下「条例」という。）により設置された新潟市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事
- (2) 身体障がい者の福祉に関する事
- (3) 知的障がい者の福祉に関する事
- (4) 高齢者の福祉に関する事
- (5) 児童の福祉に関する事
- (6) 母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事
- (7) 母子保健に関する事
- (8) 母子父子寡婦福祉資金の貸付金の停止に関する事
- (9) その他社会福祉の増進に関する事

(組織)

第3条 審議会は委員50人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(専門分科会)

第7条 審議会に次の左欄に掲げる専門分科会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

名 称	所掌事務
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事。
障がい者福祉専門分科会	身体障がい者の福祉に関する事。 知的障がい者の福祉に関する事。
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する事。
児童福祉専門分科会	児童の福祉に関する事。 母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事。 母子保健に関する事。 母子父子寡婦福祉資金の貸付金の停止に関する事。

2 審議会は、必要に応じ、前項に掲げる各専門分科会以外の分科会を置くことができる。

(民生委員審査専門分科会の委員)

第8条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は市議会の議員の選挙権を有する審議会の委員のうちから、委員長が指名する。

(専門分科会長及び専門分科会副会長)

第9条 専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては委員)の互選により、専門分科会長及び専門分科会副会長を置く。

2 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

3 専門分科会長に事故があるときは、専門分科会副会長がその職務を代理する。

(専門分科会の会議)

第10条 専門分科会の会議については、条例第4条の規定を準用する。

(専門分科会の報告)

第11条 専門分科会長は、専門分科会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果について、委員長に報告するものとする。

(専門分科会の決議)

第12条 第7条第1項に掲げる専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要又は異例な事項についてはこの限りではない。

(審査部会及び児童養護部会)

第13条 障がい者福祉専門分科会に、身体障がい者の障がい程度の審査に関する事項を調査審議するため、審査部会を置く。

2 児童福祉専門分科会に、次の各号に掲げる事項について調査審議等をするため、児童

養護部会を置く。

- (1) 児童相談所の措置に関する事項の調査審議
 - (2) 児童虐待に伴う重大な事例等の分析及び検証
 - (3) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の5に定める報告の受理
 - (4) 児童福祉法第33条の12に定める被措置児童等虐待に係る通告及び届出の受理並びに第33条の14第1項に定める所管行政庁への通知、第33条の15各項及び第33条の16の2第3項に定める所管行政庁等からの報告の受理、所管行政庁等への意見陳述、施設職員等の出席説明及び資料提出等の依頼
 - (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の6各項に定める所管行政庁からの報告の受理、所管行政庁への意見陳述、職員等の説明及び資料提供等の依頼
- 3 審査部会及び児童養護部会にそれぞれ、部会長1名を置き、各部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 各部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 5 各部会に副部会長1名を置き、各部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長が指名する。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある場合は、その職務を代理する。

(部会の議事)

第14条 審議会は、次に掲げる事項のうち、第1号から第3号までに係る事項について諮問を受け又は意見を求められたときは、審査部会の、第4号から第7号までに係る事項について諮問を受け又は意見を求められたときは、児童養護部会の決議又は意見をもって審議会の決議又は意見とする。

- (1) 身体障がい者の障がい程度に関して諮問を受けたとき
 - (2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定及び指定の取消に関し意見を求められたとき
 - (3) 更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消に関し意見を求められたとき
 - (4) 児童の措置に関し意見を求められたとき
 - (5) 里親の認定に関し諮問をうけたとき
 - (6) 被措置児童等虐待に関し意見を求められたとき
 - (7) その他児童養護部会の意見を聞く必要があると認められたとき
- 2 各部会の招集、議事の定員及び表決数については審議会について定められているものの例による。

(専門分科会等の会議の特例)

第15条 専門分科会長、審査部会長及び児童養護部会長は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、会議の開催に代え、委員に対し、書面により意見を求めることができる。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。